

議第16号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 1 京都市国際交流・多文化共生審議会の項及び京都市総合計画審議会の項を次のように改める。

京都市国際交流 ・多文化共生審 議会	本市の国際的な事業（国際交流、国際協力、多文化共生等）の展開に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10人以内	2年
--------------------------	--	-------	----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

京都市総合計画審議会を廃止する必要があるので提案する。